

【幼稚園において予防すべき感染症の出席停止期間（基準）】

◎第1種

感染症名	出席停止期間（基準）
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群*1、鳥インフルエンザ*2	治癒するまで

*1…病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る

*2…病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る

◎第2種

感染症名	出席停止期間（基準）
インフルエンザ*3	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

*3…鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ等を除く

◎第3種

感染症名	出席停止期間（基準）
コレラ	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
細菌性赤痢	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
腸チフス	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
パラチフス	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
流行性角結膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで

◎第3種 その他の感染症

感染症名	出席停止期間（基準）
溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、带状疱疹、突発性発しん など	病状により医師において感染の恐れがないと認めるまで